



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	〈北大立法過程研究会報告〉台湾における生存権と国民年金法：憲法学の視点から台湾国民年金法の問題点を考える
Author(s)	李, 仁森
Description	資料
Citation	北大法学論集, 59(4), 267-292
Issue Date	2008-11-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35200
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-4_p267-292.pdf



〈北大立法過程研究会報告〉

台湾における生存権と国民年金法

——憲法学の視点から台湾国民年金法の問題点を考える——

李
仁
森*

はじめに

第一章、国民年金法の憲法上の基礎づけ

一、生存権

1. 学説

(1) 消極的權利説

(2) 積極的權利説

(3) 私見

2. 大法官會議解釈

二、基本的国策

1. 学説

2. 大法官會議解釈

(1) 解釈四七二号

(2) 解釈五四九号

(3) 解釈六〇九号

(4) まとめ

三、小括

第二章、国民年金法とその問題点

一、国民年金法成立までの経緯

1. 社会保険の沿革

2. 国民年金法の成立

二、国民年金法の内容

1. 保険加入の対象

2. 給付内容

3. 所要財源

4. 運営機関と救済措置

おわりに

はじめに

去る二〇〇七年八月に台湾では、国民年金法が成立し、今年の一〇月から運営が始まることになる。これまで一九五〇年代から台湾でも公務員を中心する定年後の所得保障に関する社会保険が設けられ、運用してきた。これに対し、民間労働者が適用する労働保険の中で、老齢給付は設けられていたが、その給付は低額であると同時に、単なる一時金にすぎず、老後の生活に要する所得保障は不十分なものになっている。一方、一般サラリーマンの配偶者を中心とする労働者でない者は、殆ど老後の所得保障の社会的ネット・ワークから排除された結果、老後の生計は自ら工面しなければならないことになる。つまり、台湾社会では官・民を始めとする社会階層の相違により、社会保障に関してかなり大きな較差が発生し、不公平な社会となり、社会保障にかかわる深刻な問題を抱えている。^①

本稿は、以上のように台湾国民の老後の社会保障の現況を理解しつつ、主として憲法学の視点から、台湾国民年金法に関するいくつかの問題点を検討することにした。まず、台湾現行の「中華民国憲法」(以下、台湾憲法)第二章「人民の権利義務」に定めた「生存権」規定と第三章「基本的国策」に定めた社

会保障に関連する条項を中心して、これまでの学説や、台湾で憲法裁判所に相当する「司法院大法官會議」(以下、大法官會議)により示された実務上の見解を中心として考察した上で、国民年金法の憲法上の基礎づけを考えてみたい。次に、国民年金法の成立までの経緯を概観しつつ、その内容を紹介した上で、上記の憲法規定は、国民年金の制度設計や法解釈に如何なる影響を与えるかに焦点を絞り、検討することにした。

第一章、国民年金法の憲法上の基礎づけ

台湾における国民年金法の憲法上の基礎づけに関して、最も重要な規範は、以下の三つの部分からなる。すなわち、憲法第二章「人民の権利義務」の①一五条生存権の規定と、憲法第三章「基本的国策」にある、②一五二条から一五七条からなる「社会安全」との六か条の条文のほかに、これまで台湾では一九九一年から、二〇〇五年までの合わせて七回にわたり、増補条文(Amendment) という方式での憲法改正後に追加された、③憲法増補条文一〇条「基本的国策」に関する諸規定である。

以上の憲法規範のうち、①の部分については、基本的人権の規定であるが、憲法一五条は単に「人民の生存権、勤労権及び

財産権は保障するものとする」と規定しているため、これは社会権の権利であるか、如何なる効力を有するか、これまでの学説や実務はともに、一致している見解が見られていない。また②、③の「基本的国策」に定めた規定は、単に国家の目標や願望に止まる「プログラム規定」か、それとも基本権の効力を有するか、学説上も混乱な状態を呈している。

一、生存権

まず、台湾憲法一五条の「生存権」は如何なる法的性格を有するかについて、憲法規範自体は、人權の分類の中でも、本来社会権に属するはずの「生存権と勤労権」を、性質上自由権であるはずの「財産権」を同じ条文で規定しているため、これまでの学説上や実務上の法解釈の混乱を招くこととなった。以下、学説上や実務上が、「生存権」について積極的権利の性格を有するかについて、積極的権利説と消極的権利説とに分けて整理しておく。

1. 学説

(1) 消極的権利説

初期の学説では、薩孟武教授は、憲法一五条の生存権は自由権ではなく請求権であると指摘したが、憲法一五条の生存権規定は簡潔にすぎ、また当該条文には「詳細は法律で定める」という文言が見られないため、具体的な実行方法に欠けているとの論拠で、それは「憲法の飾り物にすぎない」と批判した。なお憲法上の生存権の法的性格は、ワイマール憲法一六三条二項の規定と同様、具体的権利でないとも指摘した⁽⁴⁾。

これに対して、近時の学説では、生存権の社会権的意味を十分理解しつつも⁽⁵⁾、なお台湾憲法上の生存権は、単なる消極的権利の性質に止まるとの見解が注目される。許慶雄教授を代表とする所説によれば、生存権との条文は、勤労権とともに財産権と同じ憲法条文で並列されているため、財産権を国家への公的扶助を請求する社会権と解釈し得ないため、同じ条項にある生存権と勤労権は、社会権にはならず、単に生存や勤労の自由に対し、国家からの侵害を排除する権利と解される自由権の程度の保障に止まるとした⁽⁶⁾。但し、同説でも「憲法一五条から解釈によって社会権を導き出すことは不可能ではない」として、新憲法の制定を通じて、性質の異なる人權条項を分けて規定することにより、生存権の實際運営や憲法裁判の問題を解決するよ

う提唱したことは、注目される。^⑦

(2) 積極的権利説

上記の説に対して、初期では憲法の生存権規定には、積極的権利の意味を有すると林紀東教授より提唱された。同説は、日本国憲法二五条をめぐる日本初期の代表的な学説や日本の最高裁の判例を考察し、プログラム規定説を批判し、生存権の社会権の意味を主張した。すなわち、①生存権の権利としての意味は、国家が国民の生存を保障する義務を有することにある。②

伝統的な自由権とは異なり、生存権の現代的意味としては、単に国家から生存の自由を侵害されないこと、または国家からその侵害を撤去されるに止まらないことである。③生存権という憲法規定には、国民の請求権との規定が見られないからといって、直ちに生存権の積極的権利の性格を否定するのは、妥当ではないとの数点を取り上げられた。その上、生存権は、単に「プログラム規定」に止まらず、自由権の側面を有するとともに、国家へ生存の権利を請求する側面も有する、「受益権」の一種であると主張した。^⑧

初期の学説に対して、近時中生存権を社会権の一環として、社会生活における個人の尊厳を保障し、国民の「人間らしい」

生活水準を維持するための視点から、生存権の請求権的側面に重点を据えるとともに、その自由権的側面も見逃さずに、生存権の法的性格を分析してきた許志雄教授の所説は注目に値すると思われる。氏によれば、生存権は、貧困者等の社会的・経済的に弱い立場にある人々を保護・扶助することを内容とし、国家に作為を請求する権利であるとした。一方、社会権としての生存権も自由権の側面を有するため、その意味では生命の権利が国家から不当に剥奪されることを防ぐのも、生存権の権利の一側面であるとした。^⑨

一方、生存権の社会権的側面と自由権的側面の差異を過剰な強調がないような立場から、生存権の法的性格を憲法制定当時にまで遡り、生存権の意味を検討した説も見られた。この説によると、一九四六年制憲国民大会の召集後、憲法草案一六条「人民の財産権は保障すべき」にいくつかの修正案が寄せられた。そのうち、「生命」に対する権利を追加する提案の他に、「人民の生活及び健康は、これを保障すべき」を追加した案や、「政府は人民の最低限度の生活を保障し、生活資力のない人民に必要な救済を与えるべし」を新たな条文として追加するなどの案も見られた。生存権に関する現行憲法の条文は、これらの提案に基づき纏められたものであるため、憲法上の生存権は、生命

権と、最低限度の生活を維持する権利との両方の意味とともに含むと主張した。¹⁰⁾

(3) 私見

以上のように、台湾憲法上の「生存権」は如何なる性格の権利を有するかについて、従来の消極的権利説では、薩教授も生存権の請求権としての意味を否定しているわけではなく、生存権の実現に関する方法などに関し何らの規定も見られないとの理由で、生存権は「具体的権利」ではないと説いた。一方、許慶雄教授も、現行憲法規範の下で生存権を社会権と解するのは困難であるとしつつも、「憲法一五条から解釈によって社会権を導き出すことも不可能ではない」としたため、必ずしも生存権の積極的権利の意味を否定するわけではないと思われる。確かに新憲法の制定によって理想的な人権規範を憲法上に導入することは、憲法裁判において生存権を始めとする社会権の解釈上の問題解決に関する最善策であろうが、内外情勢にも絡んでおり、台湾新憲法の制定が成し遂げられた以前、二一世紀の現代社会では、完璧な憲法規範に欠けた台湾の現状に即しつつ、既存した憲法規範を通じて如何に「人間たるに値する生存」との憲法価値を草の根レベルに浸透させようと工夫することは、

憲法研究者の務めであるとの見地から、台湾憲法上の生存権を社会権的権利と解するのは、妥当であると考えられる。特に日本でも、生存権の裁判規範としての効力を認めつつ、如何なる違憲審査基準によって、生存権に裁判規範としての性格を認めるかという問題の解明こそ、肝心なことであると中村睦男教授から指摘された。¹¹⁾このように、今後台湾の国民年金を始めとする社会保障に関し、如何なる憲法裁判が現れるかなお見守る必要があると思われる。

2. 大法官會議解釈

以上のような学説の中、台湾の司法院大法官會議は、これまで下した憲法解釈の中で、解釈一九四号、二六三号、及び四七六号などは、いずれも死刑の合憲性について憲法一五条の生存権に違反しないとの憲法判断である。¹²⁾

一方、注目されるのは、**解釈四二二号**である。¹³⁾本件は、国家に給付を請求するに関する憲法解釈ではないが、かつて農民を保護するために設けられた、いわゆる「三七五減租法」¹⁴⁾に関連する小作人の生活基準を判断する行政命令の規定にかかわる争いで提起された事案である。大法官會議は、本件ではまず憲法

一五條の生存権規定と、「農民の生活を改善するために、国家は農民の生活を保護する法律を制定すべきである」という憲法「基本的国策」にある一五三條の規定を適用し、「国家は農民の生存を保障し、その生活の水準を向上させる義務を負う」と明言した。次に、上記の「三七五減租法」には、地主は小作地を回収することによって、家庭生活の本拠を失うことになる小作人には、小作契約が満期になった時点でも、地主は直ちにその小作地を取り戻すものではないとの規定を有する。これに即して、台湾内閣「行政院」と内務省「内政部」は、何らかの事情が発生した場合、小作人の「家庭生活の本拠を失う」に当たるとの判断基準を設定するため、一九六〇年と一九八四年に、小作人の生計を判断する基準として、それぞれ台湾全域での最低限の生活費の支出基準を適用し小作人の生活のための出費を推計するとの政令と省令を公布するに至った。上記違憲と主張された係争の行政命令に対し、大法官會議は、係争の政令に定めた支出基準は小作人家庭の具体的な生活状況とその実際に発生した窮屈な状況を配慮していないことを理由に、上記の憲法規定の趣旨に合致していないとの憲法判断を下した。

以上のように、これまで大法官會議が下した憲法解釈のうち、殆ど生存権の自由権的側面に関する解釈例であり、生存権の社

会権的側面の解釈が殆ど見られていない。総じて解釈論レベルでは、生存権の積極的権利の側面に関する実務的解釈は、台湾ではなお非常に不足な状態にあると言つてよからう。一方、解釈四二二号は、国民が公に生存や生活のための給付などを請求するという生存権の積極的権利の側面とは直接に繋がる解釈例とは言えない。ただ当の解釈は、小作人の最低限の生活保障を配慮しつつ、生活水準の算定に際しては、実際の社会状況にも目を向けて留意すべきだとした、これまでになかった稀な大法官會議解釈といったことで、台湾憲法上の「生存権」解釈にとつては意味深いものといつて良からう。

二、基本的国策

上記のように、台湾憲法上の生存権の法的性格について、実務上が従来生存権の効力を自由権レベルに解釈し、積極的な効力を認める事例は、かなり限られている状態にある。一方、学説上も生存権を財産権と同一の憲法条文で規定されていると、憲法規範自身には欠陥があることを理由として、生存権が自由権的な意味に止まるとの説も有力に主張されてきた。しかし、上記のように台湾の憲法規範上、なお「基本的国策」があり、

特にその一五二条から一五七条からなる「社会安全」との六か条の条文のほかに、憲法増補条文第一〇条「基本的国策」で、生存権保障と関連して、社会保険などの社会保障にかかる規定が見られる。そのうち、一五二条就業の促進、一五三条農民・労働者並びに婦女・児童労働者の保護、一五四条労働紛争の調停及び仲裁の法定、一五五条社会保険及び公的扶助、一五六条婦女・児童の福祉政策、一五七条国家の衛生保険事業と公的医療制度の推進などの規定が定められている。「基本的国策」の中でも、その他に一五〇、一六〇、一六一や一六九条などでは社会保障にかかわる規定が置かれている。これらの規範の中で、特に一五五条に「国家は、社会の福祉を図るために**社会保険制度**を実施しなければならない。高齢者、弱者、障害者、生活無能力者及び非常災害の被災者に対して、国家は、適切な扶助と救済を与えなければならない」との規定は、「基本的国策」の中で生存権や社会保障と最も密接な関係を有する規範である。

この「基本的国策」の章で定められた規範は、一般にワイマール憲法の影響を受けて設けられたものであるとされてきた。⁽¹⁷⁾ 近時台湾では、さらにドイツの学説の影響を受けてこの規範の性質も基本権そのものとは異なり、国家目標条項と理解しその法的拘束力を強調した説が見られた。⁽¹⁸⁾ これに対し、近時日本の学

説の中でも、国家目標規定を形式的意味と実質的意味の両方を区別して、その実質的意味の国家目標規定を「市民に主観的權利を与えずに、**国家権力（立法、執行、司法）を特定の目標の遂行に向けて法的拘束力をもって義務づける憲法規範**」である⁽¹⁹⁾と小山剛教授は定義づけた。同教授はさらに、そのような規定は、人権規定と同じように立法その他の国家権力を拘束することができないと説明した。その理由として、国家目標規定は、国家の方向または到達点を提示するだけであり、行うべき具体的な手段などについてはなんらの指示もないためであると根拠づけられた。⁽²⁰⁾ これに対し、台湾ではこれまで憲法上の「基本的国策」の規範についての理解も分かれているところである。

1. 学説

初期の説では、「基本的国策」の章で規定された憲法一五五条にある社会保険及び公的扶助の諸規定は、生存権 (Recht auf Existenz) ではなく、国家からの恩恵である救助権 (Recht auf Unterstützung) であるにすぎないとし、⁽²¹⁾ またはこれらの規範について、国の立法や執行は固より違反しえないが、状況によって一時的に達成しなくても直ちにこれを違憲と判断すべき

ものではないと理解してきた。⁽²²⁾

これに対し、近時中、憲法一三章に置かれた一五二条や一五五条などのような規定を、特定の国家目標、つまり「プログラム規定」であると理解し、これらの規定は原則的に立法者に拘束力を持たないと、初期とはほぼ同じ理解が受け取られている説も見られた。⁽²³⁾ 一方、上記の諸説とは一線を画して、近時では、「基本的国策」の中でも、その規範の内容によってそれぞれ異なる効力を有すると、ドイツの学説の影響を受けた説が有力に主張されてきた。代表的な学説によれば、例として憲法一五三条と一五四条に定めた、農民・労働者並びに婦女・児童労働者の保護、労働紛争の調停及び仲裁の法定などの規定は、いわゆる「憲法委託 (Verfassungsauftrag)」という性質を認めることができる⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾とした。また憲法一五五条に「社会保険制度」との規定は、「制度的保障」と解される。⁽²⁷⁾ この説によれば、その前者は、憲法が立法者に委託し、憲法の基本的価値を立法で具体化・制度化させることにより、国家と国民との間の権利義務を明確化させることを指す。後者は、立法者の立法裁量に一定の限界づけがされるものの、制度の具体的内容いかんは、なお立法者によって行われるものであることを言う。この説は近時多くの支持を受け、中でも憲法の「基本的国策」は社会国家・福祉国家という

国家像を形づくり、立法などの方法で市場経済の弊害を防ぐために、経済秩序や社会資源の分配に介入する権力を国家に付与するものである。従って、わが国は純粋な自由国家ではないと説いた。⁽²⁸⁾

2. 大法官会議解釈

以上のように、近時中、台湾憲法における「基本的国策」は、単にプログラム規定だけではなく、規範の内容によって、ある程度の裁判規範としての効力を有すると有力に主張されてきた。このような学説の状況下で、実務上八〇年代末ごろから、九〇年代に入ると、「基本的国策」の社会保障に関連する憲法解釈は、大法官会議から漸次に打ち出されてきた。⁽²⁹⁾ この中で、解釈二七九号は、労働保険に対して初めて出された憲法解釈であり、解釈三九八号は、これまで農民保険に関する唯一の解釈である。特に、解釈四七二号は、社会保険の一般原則を示したほか、解釈五四九号は、係争の労働保険法の条文が憲法一五五条、増補条文一〇条八項に違反する示唆がされた。以上二号の憲法解釈は、憲法学だけではなく、社会保障法学にも興味深いものであると思われるので、以下これを見てみる。

(1) 解釈四七二号

本件の争点は、すべての国民に国民健康保険の加入を強制的に義務づけることは、憲法増補条文九条四項の「国家が国民健康保険を推進し、並びに現代と伝統医学の研究、発展を促進すべき」との規定、または憲法一五条に示された生存権と財産権の規定に抵触するかにある。企業の名義(法人)で解釈の申請がなされたものである。⁽³⁰⁾

これに対し、大法官会議は、まず社会保険制度を実施すべきことは、憲法一五五条、一五七条または憲法増補条文一〇条五項に明文がみられたとした。次に、国民健康保険法に定めた「**強制加入、保険料納付、社会互助、リスク分担、及び公共利益の**配慮に基づいたものであり、国民健康保険を推進するとの憲法の趣旨に合致するものである」とした上で、同法三〇条の滞納金徴収の規定は、保険加入単位や被保険者にその保険料納付義務の履行を促進させるための必要な手段であるとの見解を示した。ただ、保険料を納付する能力のない者に対して、国家は適切な扶助を与えるべきであり、直ちにその給付を拒むものではなく、以て国民健康保険を推進し、老・弱・障害者や生活資力または能力の乏しい者を保障する憲法の趣旨に合致するものであるとした。本件解釈は、憲法の「基本的国策」にある条項を

裁判規範として、憲法解釈を行うとともに、社会互助、リスク分担など社会保険の中核的な原則を提示したが、これらの原則は、強制加入と保険料納付とはどのような関係に存するかについての論拠が示されていないとも指摘された。⁽³¹⁾

(2) 解釈五四九号

本件は、労働保険法に、被保険者の養子は、戸籍の登記後、六ヶ月未満の者に対し、保険の給付を受給することができないとの規定にかかる争いで、提起された憲法解釈案である。これに対し、大法官会議は二〇〇二年に下記通りの憲法判断を下した。⁽³²⁾

まず「労働保険は、国家が憲法一五三条にいう労働者の保護、及び憲法一五五条と憲法増補条文一〇条八項にいう社会保険制度の実施を実現する基本的国策のために、設立された社会保障の措置である」とし、「基本的国策」の裁判規範性を強調した。その上、さらに係争の労働保険法にある規定は、確かに社会安全の維持と、詐欺による保険金の横領を防ぐ意味を有すると説明しつつ、「**国家が「国民の」生存の面倒見を請け負う義務を課せられるとされた憲法の趣旨を徹底するために**」労働保険法二七条、同法六三条から六五条までの規定は、本解釈が言い渡された日から二年以内の間に、前記解釈趣旨に即して改正すべ

きである」と期限付きでの係争の法律条項の改正を呼びかけた。

(3) 解釈六〇九号

一方、何らかの病気を患ったまままで労働保険に加入した被保険者に給付を与えるかについての事案に対し、二〇〇六年に下された解釈六〇九号³³⁾は、その理由書の中で社会保険の原則が明確に示され、脚光を浴びた憲法解釈になった。解釈中、大法官会議は、まず労働保険の保険料が「保険事由の危険性との間で必ずしも**対価原則を厳守するものではなく、応能負担の原則**で社会互助の機能を維持しているものである。」とし、社会保障の枢要な原理である社会連帯を強調した。さらに「労働保険は、自主参加者のほかに、なお強制の性質を持っている。そこで加入するかについて、商業保険とは異なり、個人の意思で決めるものではない」と**強制加入の原則**を示した。また上記の原則に基づいて、労働者は労働保険に加入する際、「労働保険局は、保険に加入しうるかのリスク評定の手続を取る必要もなければ、リスクが高いとの理由で、その加入も拒むものにはならない」とし、応能負担の原則や保険料とリスクの間の非対価性をさらに言及した。解釈中はおお「労働保険は社会保険の性質を有するので、如何なる保険事由に始めて保険給付を与えるべき

かについて、立法院は、労働保険との政策目的、社会保障制度の適切な成立、労働者の権益の保護、社会全体における資源の分配、並びに国家財政の負担能力などの要素を斟酌して、前記の趣旨に沿って一定の保護範囲を形成させることができる」とした。結論として、大法官会議は、社会保険の制度設計に当たり、立法院に大幅な裁量を認めつつも、社会資源の再分配などの点を総合的に考慮したのみではなく、社会では経済的に弱い立場にある者にも配慮した上で、社会保障制度を妥当に成立させるものとすることも指摘した。

このような憲法解釈は、まさに社会保障の制度設計に当たって、正鵠を射たものと言って良からう。

(4) まとめ

以上のように、台湾憲法「基本的国策」の章で規定された条項について、初期の学説では、これを単なる「プログラム規定」とであると理解し、立法院や行政府に拘束力を持たないとしたが、近時中、「基本的国策」の条項でも、内容によって、「憲法委託」や「制度的保障」に属するもので、立法院にある程度の拘束力を有すると有力に主張され、その支持を呼んでいる。一方、実務では、近時中大法官会議は、憲法の「基本的国策」にある社

会保険の規定にかかる一五五条や一五七条の裁判規範性を認めたのみならず、係争の法律を違憲とした示唆も示された。特に解釈四七二号、解釈五四九号または解釈六〇九号の中で、社会保険に関するいくつかの原則さえ案出された。

このような学説や実務の発展に目を向けると、憲法「基本的国策」との章の中でも、その条項の内容によって、特に「社会保険」まで明言したなどの規範は、「憲法委託」や「制度的保障」はともかくとして、何らかの裁判規範としての効力を認めたほうが、妥当な解釈であろう。

三、小括

以上のように、台湾憲法第二章「人民の権利義務」に置かれた生存権規定について、その積極的権利の側面も学説で有力に主張されてきたが、実務上総合的に言えば、大法官会議の解釈は、なおその自由権的側面だけに目を向けており、この意味では、生存権の社会権としての意味は依然としてかなり希薄であるとしか評せない。一方、近時の実務では、憲法「基本的国策」の社会保険に関する条項を裁判規範として、強制加入、社会互助、リスク分担、応能負担の原則など社会連帯の意味合いを持

つ社会保険の中核的な原則を打ち出すに至った。これは、憲法上の原則まで高まるというて良からう。

他方、社会保障の権利を考える際に、とくに社会保障を受ける者を単なる国家の施策の受動的な受益者の地位に落とし入れるのではなく、彼等を集団として構成することによって社会保障の自立的な主体としての地位を確保しようとすることを目指すものであると、かつて日本では中村睦男教授から指摘された⁽³⁴⁾ように、いわゆる「下からの社会権論」との観点も、国民年金を含む社会保障の重要な原則であると思われる。

以下、台湾の国民年金法は、果たして先検討してきた憲法上の原則に合致しているか、検討することにした。

第二章、国民年金法とその問題点

一、国民年金法成立までの経緯

1. 社会保険の沿革

台湾の社会保険は、特殊な時代背景の下で成立したものである。一九四九年に国民党政権が中国の内戦で敗北した後、台湾

に逃れてきた。一九五〇年代に入ると、国民党政権の下で、その政権の正当性を支持していた公務員・軍人、及び教師並びに国営企業の労働者のみ加入しうる、軍人保険（一九五〇年）³⁵、公務員保険（一九五八年）³⁶などの社会保険が次第に設けられた。

これらの保険の特徴として、特に保険料が定額に抑えられており、特定の社会階層に利益が与えられることにより、政権党への政治的支持の受け皿という仕組みになっている。これらの保険でも、国家財源が限られた当時に、低保険料政策の下、それをカバーする人口の割合は低く、保険の給付水準も低額にとどまっている。

一方、一九五八年に労働保険法が制定され、かつて加入対象外だった「職業労働者」を対象に加えるだけではなく、政権党は「職業組合」を扶植し、「職業組合」や漁協などを通じて日雇い労働者や漁師などを労働保険の対象に加えた上で、これをコントロールし、組合に強力に介入した結果、「下からの社会権」の理念がなかなか芽生えなかった。一九八〇年代に入ると、私立学校教職員保険法（一九八〇年）、公務員家族疾病保険法（一九八一年）、退職公務員とその配偶者に関する疾病保険法（一九八五年）、私立学校退職教職員とその配偶者に関する疾病保険法（一九八五年）、農民健康保険法（一九八九年）など公務員・

教員を中心とする医療保険の立法が次第に成立したが、これらの保険制度では、被保険者が過度に細分化されたため、零細化になっている。

一九九〇年代に入ると一九九五年に国民健康保険が実施され、これは台湾史上初めて全国民を保険の対象にさせて成立したものであり、かつての公務員保険、労働保険、及び農民保険のもとに、零細化になっているシステムが新たにまとまり、一元化の医療保険制度になっている。ただ注意すべきことは、この制度下、保険業務は単一行政機関である中央健康保険局により扱われるほか、医療機関が殆ど国家の医療資源の分配システムの中に納入された。その結果、医療サービスは、完全に国家に集中することに近くなっている。保険料の負担にも、各職業ごとに政府から異なる補助金が投入されている。そうすると、国民健康保険の運営が開始すると、台湾の社会保険制度は一元化になりつつ、国家によるイニシアチブの結果として、国家集中体制のシステムになっていると、近時の学説の中でも指摘された。³⁷

2. 国民年金法の成立

以上のように、国民年金法の成立までに台湾の社会保険では、公務員・教員・軍人などの階層は、老齢年金給付、退職金などの保障を有する一方、多くの国民は老後に必要な最低限の所得保障さえなかった。他方、民間労働者では、台湾労基法によると、労働者に退職金を支給すると使用者は義務づけられたが、多くの企業が継続的に経営ができないため、労働者は常に退職金を受領しないことになる。また、労働保険では、老齢給付が設けられているが、給付水準が低く、年金によらぬ一時金の給付に止まっているため、老後の所得保障としてかなり不十分なものになっている。このような状況下、九〇年代に入ると、台湾では民主化に伴い、選挙戦が次第に激化しており、国民の老後所得保障の一時策として、社会保険によらぬ社会手当の施策は、立法院や政府から順次に案出された。まずは、①「老齢農民福祉手当暫定法」⁽³⁸⁾（一九九三年）、②「敬老福祉手当暫定法」⁽³⁹⁾（二〇〇二年）、③「先住民敬老福祉手当暫定法」⁽⁴⁰⁾（二〇〇二年）などの立法が制定された。これに対して、政府でも内務省〔内政部〕は、老人福祉法一七条二項により、④「中低収入世帯老人生活手当支給令」⁽⁴¹⁾（一九九八年）を公布した。

以上の制度下で、満六五歳の高齢者は、毎月三〇〇〇以上、六〇〇〇台湾ドル以内の金額が支給されることになった。二〇

〇七年の台湾政府の統計によると、①の受給者は、七〇万三千人余りで年間支給額は、四一二億一六〇〇万台湾ドルになる。⁽⁴²⁾ ②の受給者は、七九万五千人余りで年間支給額は、二七九億一四三万台湾ドルになる。⁽⁴³⁾ ③受給者は、二万五百人余りで年間支給額は七億二三〇万台湾ドルになる。⁽⁴⁴⁾ ④の受給者は一四万人余りで年間の支給額は、八六億七千万台湾ドルになる。⁽⁴⁵⁾ 以上のように、無拠出手当の受給者は合計で一七七万人であり、年間総支給額は、七八五億二千万台湾ドルに達する。これらの社会手当は社会保険とは異なり、所要財源はすべて政府予算で賄うものであるため、政府の莫大な財源負担になるのみならず、支給対象の身分の相違による支給額も若干異なるため、不公平な現象が発生し、⁽⁴⁶⁾ 憲法にいう平等の原則に違反する恐れも強くなると思われる。一方、給付水準の観点から見ると、例として「敬老手当」は、僅か月額三〇〇〇台湾ドル（日本円で一万円程度）が支給されるため、台湾での生活水準から見ると、小遣い程度の金額にとどまり、老後の所得保障の意味はかなり手薄いとも指摘された。⁽⁴⁷⁾

以上のような状況下、国民の老後所得保障について、二〇〇二年に第三回「全国社会福祉会議」で「完璧な社会保障体系の構築」との第四議題について、社会保険制度の採用とともに、

国民年金制度に関連する社会手当での統合を行うべきとの結論⁽⁴⁸⁾が出された後、二〇〇六年七月に政府のイニシアチブの下で開催された「台湾経済永續發展會議」⁽⁴⁹⁾の中で、国民年金制度について、当会議の社会保障作業部会の最終報告中、以下六点が要約された。

つまり、①国民年金保障の対象は、全国民がカバーすること
を原則とする。その制度設計について、社会保険にあるリスク
分担と、所得再分配の精神に合致するものとする。②制度設計
に当たり、目下の各社会保険の特徴を考慮し、労働保険の年金
化と同時に推進するものとする。③国民年金制度が開始する以
前、目下の各社会手当のシステムを統合させるとともに、その
切り替えのできる制度を工夫し、以てその他の社会保険や公的
扶助の制度と一体性を持たせるものとする。④国民年金の給付
水準は、国際的状況、及びわが国民の定年後の生活保障を考慮
し、社会の公平にかなうようにするものとする。⑤国民年金制
度を設計する際に、安定な財源の確保を要務とし、合理的な保
険料の納付水準、並びに政府負担可能な財源を企画するものと
する。⑥国民年金に制度設計の方向づけが確立された後、二〇
〇七年をメドに立法の完成を目標とする。

このような流れの中、国民年金と労働者年金の制度設計は、

同時に行われ、ついに昨年（二〇〇七年）七月二〇日に、国民年金法（以下、法）は台湾の国会である立法院で通過するに至り、今年（二〇〇八年）の一〇月一日より、実施される予定である⁽⁵⁰⁾（法五九条）。但し同時に推進すべき、労働保険の老齢給付の年金化をめぐる立法は、今現在もなお完成していない状態にある。

二、国民年金法の内容

1. 保険加入の対象

法七条により、国民年金に加入すべき者は、下記の三種類に区分される。まず、満二五歳から六五歳未満までの、他の社会保険に加入せず、且つ関連する社会保険の老齢給付を受給していない者（法七条一項一号）。次に、法が実施される前に、労働保険の老齢給付を除き、他の社会保険の老齢給付を受給していない者である。または、法が実施された後の一五年以内に労働保険の老齢給付を受給して、労働保険の加入後一五年未満の者である（法七条一項二号）。第三に、法の実施時点にすでに満一五歳であり、且つ既に農民健康保険に加入している者であ

る。但し、満六五歳前に農業に従事していない者は、この限りではない。

(1) 問題点

以上のように、国民年金法の適用対象は、公務員・教員・軍人などが排除されただけでなく、民間労働者も除外された。その結果、一般サラリーマンの配偶者や自営業者などの労働者でない者は、主な適用対象となっており、社会連帯の基盤は弱体化になっている。特に、適用対象のうち、医師、弁護士など社会一般において収入が比較的に高いものもいるが、全体として収入源が安定していない者により、リスクを分担させるので、基礎年金として国民を連帯対象とさせる理念に反するのみならず、将来的には年金制度を運営する所要の財源が、安定的に確保していけるかについても、疑問視されている。

2. 給付内容

国民年金の給付は、老齢年金を中心とするものであるが、その他に心身障害年金、遺族年金、及び葬祭給付の四種類の給付が設けられた。

(1) 老齢年金

① 一般老齢年金

受給資格は、本保険に加入してから、満六五歳の者である（法二九条）。その受給額の算定について、以下の二通りのうち、受給者より任意に有利な計算を選択することができる（法三〇条一項）。一つは、月額保険金（初年度は、台湾現在の月額最低賃金である一七二八〇台湾ドル）に保険の加入年数を乗じて、なお〇・六五％との係数を乗じた後で得られた額に、プラス三〇〇〇台湾ドルになる金額である。もう一つは、月額保険金に保険加入の年数を乗じて、さらに一・三％との係数を乗じて得られた額である。

② 老齢基本的保証年金（制度実施後の過度時期の無拠出年金制度が実施した時点で、既に満六五歳で且つ元の敬老手当の受給者について、ある程度の資産を有する者が排除されるほか、死亡するまで毎月三〇〇〇台湾ドルの無拠出年金が申請により支給される。一方、農民の身分を有する者には、制度の実施後、満六五歳で且つ元の老齢農民福祉手当の受給者に、さらに毎月三〇〇〇台湾ドルが追加される。それとともに、本法の実施後、上記の「敬老福祉手当暫定法」と「老齢農民福祉手当暫定法」

が同時に廃止されることになる。

③先住民老齡年金

先住民の平均寿命は一般国民より短いとの視点から、制度実施後、満五五歳の先住民は毎月到老齡年金を受給し得ると同時に、上記「先住民敬老福祉手当暫定法」は、制度実施後に廃止されることになる（法五三条）。

（2）心身障害年金

①一般心身障害年金

本保険を掛ける期間中、主務機関の認定を受けた病院により重度心身障害と認定され、且つまた労働能力が喪失すると判定された者に、申請により心身障害年金が支給される（法三三条、五三条）。

その支給額は、月額保険金に保険加入年数を乗じて、また一・三％との係数を乗じて得られた月額である。また上記の規定で計算された結果、四〇〇〇という数字よりも低い場合、四〇〇〇台湾ドルの基本的保障年金が支給される（三四条）。

②心身障害基本的保証年金

本保険に加入する以前、既に上記にいう重度心身障害との規定を満たし、且つまた労働能力が喪失すると判定された者に、ある程度の資産を有する者が排除される他、本保険の加入期間中、月額四〇〇〇台湾ドルの心身障害基本的保障年金が申請により、支給される（法三五条）。ただ②の受給者は、①と重複して受給しえないとされている。

（3）遺族年金

被保険者が死亡し、または心身障害年金や老齡年金の受給者は、死亡した際に、その配偶者、子女や父母などの遺族が残された場合、その遺族が生活無能力者や未成年者、また配偶者が満五五歳などといった条件を満たした場合、申請により遺族年金が支給される（法四〇条）。その支給金額に関しては、なお被保険者死亡の場合と、障害年金や老齡年金の受給期間中死亡の場合との二通りに分けられる。前者の場合は、月額保険金に保険年数を乗じて、さらに一・三％との係数を乗じて得られた金額になることである。但し、前記の方法で計算された結果、三〇〇〇よりも低い数字になった場合、三〇〇〇台湾ドルが支給される。後者の場合は、元受給した心身障害年金や老齡年金の半額により、支給されることになる。

また、遺族年金の受給は、①配偶者・子女、②父母、③祖父母、④孫、⑤兄弟・姉妹との優先順位になっている。同一の順位に遺族は二人以上の場合、一人当たりに遺族年金が算出された金額の二五％が増加され、ただ多人数の場合、最大限は五〇％までの増加金額が支給される（法四二条）。

（４）葬祭給付

被保険者が死亡した場合、月額保険金の五ヵ月分のコ額が申請により支給される（三九条）。

（５）問題点

給付内容について、保険事由により、老齡年金を始めとする四つの給付項目が設けられた点、法が実施された後の過度施策としての無拠出年金が設けられた点、並びにかつての諸老齡手当を本法の制定によって統合させた点について、評価しうる点であろう。但し、老齡年金の給付額を試算してみると、二五歳から六五歳まで四〇年間年金保険を掛けた者を例として、仮に月額保険金の水準が、当初から変わっていない場合、その受給する年金の月額は、僅か、 $17,280 \times 40 \times 1.3\% = 8,985.6$ 台湾ドルになった。

台湾内務省社会局（内政部社会局）の調査によると、二〇〇七年台湾本島での一人当りの最低月額生活費（すなわち、貧困ライン）は、台北市一四八八一、高雄市一〇七〇八、その他の地域九五〇九台湾ドルになっており、年金の給付水準は、最低生活費以下になっている。そのため、年金のみを頼りにして生存権にいう健康で文化的最低限度の老後生活を送るのは、所詮無理であろう。その結果として、保険料納付の意欲も低下させることに繋がるのではないかとと思われる。従って、如何に給付水準を向上させていくか、他の社会保険の給付との連携にも視野を入れつつ、将来的には制度面の改革をさらに工夫する必要があるであろう。⁵³⁾

3. 所要財源

（１）財源の依拠

国民年金の所要財源は、政府が設立した国民年金基金により賄われる（法四五条）。基金の収入源は、①保険料、②基金設立当初、政府による投入する一時金、③中央主務機関が法に義務づけられた負担金、及び中央政府の責任的準備金、④利息と過料の収入、⑤基金から発生した利子と基金の運営により得ら

れた収益、⑥その他の収入との六つの項目から構成される（法四六条）。

さらに、上記③の財源のうち、基本保障年金の財源については、主務機関は予算を編列しこれを賄うほかに、順次に以下の方法で財源の確保を工夫するものとされた（法四七条）。つまり、①国民年金のために運営される宝くじの収益、②政令で営利的事業の法人税を一％増にさせて得られた金額で調達することである。

（2）保険料

国民年金の月額保険金は、法実施後の初年度では、労働保険法の別表に定めた俸給表にいう第一級俸によるもの（すなわち、台湾現在の月額最低賃金である一七二八〇台湾ドル）とする。その二年目より、中央主計機関が公布した消費者物価指数の上昇率は五％に達した時点に、月額保険金はその上昇率に即して調整するものとする（法一一一条）。

保険料は、月額保険金に保険料率を乗じて得られた金額との方式で算定されるが、その保険料率は、制度実施後の初年度は六・五％で、その三年目にさらに〇・五％増にし、爾後二年ごとに〇・五％の増加が続けられるが、一二％を越えない限度で

保険料率が上がることになる。但し保険基金は将来二〇年の保険給付を支給し得る場合、その保険料率の増加はしないことにする（法一〇条）。

一方、保険料の拠出については、法には改めていくつかの規定が見られる。まず、一般の被保険者については、保険料の六〇％を自己負担にし、中央主務機関はその他の四〇％を負担することにする。他方、社会において弱い立場に置かれている被保険者には、保険料の減免などの措置も取られている。まず、台湾の社会救助法にいう低収入世帯を満たし、つまり台湾での生活保護を受ける者、または重度障害者などの被保険者には、その保険料は全額免除されることになる。次に、家庭の年度総収入源が平均よりある程度下まわる者や中・軽度障害者などにも、その経済的状況や障害の軽重に応じて、保険料の負担を軽減させることになる（法一二条）。

（3）問題点

以上のように国民年金所要財源は、いくつかのルートもあるが、保険料及び中央主務機関が法に義務づけられた負担金、及び中央政府の責任的準備金は、主な財源となった。まず、ある程度社会の中で弱い立場にある被保険者には、その保険料を減

免させる措置が設けられたため、生存権の理念に合致し、評価すべき点であろう。ただ、注目すべきのは、その減免された保険料は、他の被保険者の保険料で賄うものではなく、主として政府と自治体が投入した税金で補填することになっており、被保険者の間での協力・互助やリスク分担という社会保険の意味が手薄になっている。一方、一般被保険者を、同額の保険料を納付させるのみではなく、その保険料のうち、さらに政府から四〇%の補助金が投入される結果、このような保険料納付の制度設計は、上記大法官会議が示した、**所得再分配や応能負担の原則**という社会保険の精神とはかけ離れているものになるのみならず、将来的には政府の大きな財源の負担にもなる。結局、年金制度が果たして健全に運営されていくか、憂慮を湛えるものになっている。

4. 運営機関と救済措置

(1) 運営機関

国民年金保険の運営に当たり、その主務機関としては、政府では中央社会行政の主務機関であり、地方では各県レベルの自治体と直轄市(台北・高雄)の県・市庁である(法三条)。なお、

中央主務機関からの委託を受ける労働保険局は、保険者であり保険業務を取り扱うことにする(四条)。

(2) 救済措置

一方、政府の主務機関は保険業務を監督するとともに、保険をめぐる紛争事項を審議するために、原則として政府機関、被保険者、及び専門家からそれぞれ三分の一の代表者より構成されるものにより、合議で監督と審議を扱うことにする。また、事件に対する保険者の裁決に争議が発生した際に、被保険者とその受益者は、まず審議を申立て、その審議の結果にはなおも不服とした場合、不服申立(訴願)と行政訴訟を提起することが可能とした(法五条)。

(3) 問題点

運営と救済の問題点について、まず運営機関について、中央主務機関からの委託を受ける労働保険局は、保険者であり保険業務を取り扱うとの明文が見られ、国民年金保険基金の設立も法律上義務づけられている。この中で、当の基金は、どのようなシステムの下で管理され、どのように運用されていくか年金が平穩に運営されていくかにも繋がっている。この点について、

上記日本の学説の中でも提起された、いわゆる「下からの社会権論」との観点は、社会保障にとっても重要なものと思われる。

ただ、ごく最近台湾内務省が公布した「国民年金の運用及び監督に関する命令草案」⁵⁴三条によると、その運用は金融機関に委託しうるが、基金の収支、管理、及び運用は保険者である労働保険局により取り扱われるとした。その結果、年金基金の管理や運用の主導権は、完全に中央省庁に手中した結果、被保険者など年金の受益者は、単に国家の施策の受動的な者の地位に落ちとし入れ、社会保障の自立的な集団的主体にはならなくなるとなった。結局、これは「下からの社会権」との理念から遙かにかけ離れたものになっているのではないかと思われる。

一方、救済については、主務機関は保険をめぐる紛争事項を審議するために、政府機関、被保険者、及び専門家からそれぞれ三分の一の代表者より構成されるものにより、合議で審議を扱うことにしたが、法には明文で特別の機関の設置は見られない。年金保険の専門性との見地からすると、中央省庁とは別として、比較的に政治的影響を受けない独立行政委員会などの機関を設置し、年金保険の監督や紛争処理などを当たらせての方が、紛争解決の機能がより良く果たせるのではないかと考えられる。

おわりに

台湾の国民年金法は、以上のように、いよいよ今年一〇月からスタートする。この制度は、現在、なおも他の社会保険に加入することができない者に対し老後の最低限の社会保障を与えることや、これまでにあつたいくつかの高齢者手当を統合させることなどの点から見ると、決して意味が薄いものではない。

但し、制度全体は既に本稿で指摘したように、①被保険者は、全国民ではなく、全体として経済的に弱い者であり、社会連帯の基盤は相対的に弱まっていること、②保険料については、政府から莫大な公金の投入を要すること、③老齢年金の給付だけでは、老後の所得保障には不十分なものであること、④年金基金の管理・運営は、政府に集中しすぎていること、などの問題点を抱えている。特に、政府の財政が相当厳しい状況の中、船出しようとしているこの年金制度であるが、将来的には順風満帆で平穩に運営されていくか、それとも二進も三進も行かずに波瀾万丈の展開になるか否か。一方、台湾憲法上の生存権や「基本的国策」にいう社会保険にかかる憲法裁判は、今後どのように展開されていくか、なお見守り続ける必要があるであろう。

*台湾中正大学法律学系・法律学研究所副教授、日本北海道大学法学博士。

Tel = +886-5-272-0411 ext 35113

Fax = +886-5-272-1053

E-mail = lawtml@ccu.ccu.tw

註

(1) かつて、台湾の社会保障の予算のうち、その八〇%は、わずか台湾の労働人口の一〇%を占める公務員・教員・軍人のために使われていた。この問題提起について、さしあたり、郭明政『台湾社会保険の改革與展望』同編『社会保険之改革與展望』（政治大学労働社会法研究センター・二〇〇六年）三三五―三三六頁。

(2) 台湾における違憲審査制と憲法裁判の動向について、拙稿「台湾における違憲審査制」北大法学論集四七卷五号（一九九七年）一五二七―一五七九頁、拙稿「司法院定問題考―由戦後日本憲法裁判之経験思考我国違憲審査制的发展方向」中正大学法学集刊一三号（二〇〇二年）一一九五頁、拙稿「司法権の觀念―由日本「客観訴訟」與司法権觀念之論争、反思我国司法院定位問題」当代公法新論〔翁岳生教授七十大寿祝寿論文集〕（上）（元照出版・二〇〇二年）九一九―九五七頁、拙稿「台湾における違憲審査制の近時動向―日本憲法裁判の経験を通じて、台湾司法院の位置づけを考える」札幌学院法学二一

卷一号（二〇〇四年）一三五―一二二頁、拙稿「台湾における違憲審査制の新展開」大沢秀介・小山剛編著『東アジアにおけるアメリカ憲法』（慶応義塾大学出版会・二〇〇六年）一一九―一六五頁、拙稿「違憲審査制中の暫時救済―以日本憲法訴訟、我国釈憲制度之最近動向為中心（上）、（下）」政大法学評論九四号（二〇〇六年二月）一一二九頁、九五号（二〇〇七年二月）九一―一二六頁などを併せて参照していただきたい。

(3) それは一九九一年、九二年、九四年、九七年、九九年、二〇〇〇年、及び二〇〇五年の計七回の改憲である。

(4) 薩孟武『中国憲法新論』二〇版（三民・一九九三年）二八―二九頁。

(5) その代表作、許慶雄『社会権論』（衆文・一九九一年）は、日本における社会権をめぐる議論を丹念に整理したものである。

(6) 許慶雄『憲法入門』（元照・二〇〇四年）一四六頁。

(7) 許慶雄『憲政体制與中国關係』（知英文化・一九九五年）一〇〇―一〇一頁。

(8) 林紀東『中華民國憲法逐条釈義（一）』（七版）（三民・一九九三年）二三九―二四〇。

(9) 許志雄等『現代憲法論』〔三版〕（元照・二〇〇二年）九九頁。〔許志雄執筆〕

(10) 蘇永欽編『部門憲法』（元照・二〇〇六年）三三六―

- 三三八頁。〔郭明政執筆〕
- (11) 中村睦男『論点憲法教室』（有斐閣・一九九二年）二五一―二六頁。
- (12) 大法官會議解釈一九四号（一九八五年三月二二日）。
- (13) 大法官會議解釈二六三号（一九九〇年七月一九日）。
- (14) 大法官會議解釈四七六号（一九九九年一月二九日）。
- (15) 大法官會議解釈四二二号（一九九七年三月七日）。
- (16) この法律の正式名は「耕地三七五減租条令」である。
一九五〇年代、国民党政権の下で土地改革の一環として、一九五一年六月七日に公布、実施されたものであり、その後一九五四年、一九八三年、二〇〇二年の三回に渡り改正され、現在に至る。本法により、地主と小作人の間に結ばれた小作契約には、小作人が地主に納付する地租は、全年度の主要作物の千分の三百七十五を上回らない範囲内に止まるものとされた。
- (17) 蘇永欽編・前掲書（註10）（照・二〇〇六年）三四〇―三四一頁〔郭明政執筆〕。
- (18) 許育典「国家目標條款」月旦法学教室三〇期（二〇〇五年）三八―三九頁。
- (19) 小山剛「国家目的と国家目標規定」小山剛・駒村圭吾『論点探究憲法』（弘文堂・二〇〇七年）一五頁参照。
- (20) 小山剛・駒村圭吾・前掲書（註19）一三一―一七頁参照〔小山剛執筆〕。
- (21) 薩孟武、前掲書（註4）一二八―一二九頁。
- (22) 林紀東『中華民國憲法逐条釈義（四）』（「六版」）（三民・一九九三年）二四八―二四九頁。
- (23) 李建良「論立法裁量之憲法基礎理論」同『憲法理論與實踐（二）』（学林・二〇〇〇年）三六六―三六七頁参照。
- (24) 法治斌・董保城『憲法新論』（「三版」）（元照・二〇〇六年）四八〇頁。
- (25) 陳新民「論『社会基本権』」同『憲法基本権利之基本原理（上）』（三民・一九九一年）一二一―一二三頁、李惠宗『憲法要義』（元照・二〇〇四年）六三五頁。
- (26) 日本では「憲法委託」をめぐる議論は殆ど見られなかった。これについて稀な文献であるが、渡辺中「立法者への憲法委託」国士館法学三三三号（二〇〇一年）一〇一頁以下では、ドイツにおける「憲法委託」に関する近時の議論を丹念に整理した。
- (27) 陳新民、前掲書（註25）一二二―一二三頁。
- (28) 孫迺翊「憲法解釈與社会保険制度之建構——以社会保険『相互性』關係為中心」台大法学論叢三五卷六号（二〇〇六年十一月）二五〇頁。
- (29) 一九八九年九月二九日に、公務員の退職金制度に関する解釈二四六号が打ち出されると、社会保険に関する、解釈二七四号、二七九号、三一〇号、三八九号、三九八号、四三四号、四五六号、四六六号、四七二号、四七三

- 号、四七四号、五三三号、五四九号、五五〇号、五六〇号、五六八号などの憲法解釈がなされるに至った。
- (30) 司法院大法官會議解釋四七二号（一九九九年一月二十九日）。本件解釈の前文について、台湾司法院の法学資料全文検索 <http://jirs.judicial.gov.tw/> を参照。
- (31) 孫迺翊、前掲（註28）二六〇頁。
- (32) 司法院大法官會議解釋五四九号（二〇〇二年八月二日）。本件解釈の前文について、台湾司法院の法学資料全文検索 <http://jirs.judicial.gov.tw/> を参照。
- (33) 司法院大法官會議解釋六〇九号（二〇〇六年一月二七日）。本件解釈の前文について、台湾司法院の法学資料全文検索 <http://jirs.judicial.gov.tw/> を参照。
- (34) 中村睦男「権利としての福祉―生存権の現代的意味」同『社会権の解釈』（有斐閣・一九八三年）三五―三六頁参照。
- (35) その沿革と概要について、徐広正「中華民国社会保険發展之歴史回顧」郭明政編・前掲書（註1）一七八頁。
- (36) その沿革と概要について、徐広正・前掲文（註35）郭明政編・前掲書（註1）一七六―一七七頁参照。
- (37) 孫迺翊、前掲（註28）二七〇―二七二頁。
- (38) 制度の詳細について、郝鳳鳴『社会保障法講義』〔再版〕（著者・二〇〇七年）二六一―二六九頁。一九九三年に本法が公布・実施した当時に満六五歳以上の農民は毎月三〇〇〇台湾ドルが支給されるが、二〇〇七年の改正により、現在毎月六〇〇〇台湾ドルが支給される。
- (39) 制度の詳細について、郝鳳鳴・前掲書（註38）二九二―二九九頁。二〇〇二年に制度が始まった当初、現在まで、条件を満たした老人は、毎月三〇〇〇台湾ドルが支給される。
- (40) 条文は、<http://www.dli.gov.tw/html.asp?id=0008369&doGetChildList=N> 参照（visited 10 Jan 2008）。
- (41) 制度の詳細について、郝鳳鳴・前掲書（註38）三六八頁。参照。条件を満たした老人は、毎月六〇〇〇台湾ドルが支給される。
- (42) 台湾行政院農業委員會の頁 http://www.coa.gov.tw/htmlarea/file/web_articles/4379/t40.pdf 参照。
- (43) <http://sowl.moi.gov.tw/stat/month/m3-04.xls> 参照。（visited 11 Jan 2008）
- (44) 台湾行政院主計処の頁 <http://sowl.moi.gov.tw/stat/month/m3-04.xls> 参照。（visited 10 Jan 2008）
- (45) 孫迺翊、前掲（註28）二七六頁参照。
- (46) 郝鳳鳴「國民年金與勞保年金實施後對勞工之影響」高雄市政府勞動局主催・二〇〇七年労働権益研究資料（二〇〇七年十二月六日）二頁参照。
- (47) 議事の内容などについて、台湾内務省「内政部」の頁 <http://sowl.moi.gov.tw/23/23.htm> 参照。（visited 12 Jan

2008)

(49) 社会保障作業部会の報告書の全文について、http://theme.cepd.gov.tw/tesg/tesg3/f4_4.htm 参照。(visited 12 Jan 2008)

(50) その内容の紹介について、鍾秉正「浅析国民年金法」台湾本土法学九八号(二〇〇七年九月)三一九—三二二頁参照。

(51) 台湾内務省社会局の頁、<http://sowl.moi.gov.tw/10/new10.htm> 参照。(visited 14 Jan 2008)

(52) この点について、郝鳳鳴・前掲論文(註47)の中でも指摘された。同論文五一—六頁参照。

(53) この点について、鍾秉正・前掲論文(註50)三三二頁でも提起された。

(54) 台湾内務省社会局の頁<http://sowl.moi.gov.tw/09/news/news-961127.htm> 参照。(visited 14 Jan 2008)

(55) 行政院主計処の統計によると、二〇〇六年度に台湾中央政府の負債は約四兆二千六百億台湾ドルに達しており、同年度の総生産(GNP)は約一二兆三千八百六十八億台湾ドルであるため、政府の負債は、すでにGNPの三四%以上を占めている。

〔附記一〕

本稿は、北海道大学岡田信弘教授の招聘により、二〇〇八

年二月一日に同大学大学院法学研究科で開催したシンポジウム「国民年金制度改革の現状と問題点—台湾と日本の比較」において報告したものに、若干補筆・訂正を加えたものであり、台湾国家科学委員会「科学省」の研究助成(「經濟全球化之下的社會保障立法91-2412-H-194-011」)を受けた研究成果の一部でもある。

とくにシンポジウムでの報告の機会を与えてくださった岡田信弘教授には大変お世話になっており、ここに記して感謝の意を申し上げる。一方、報告中、コメンテーターである慶應義塾大学小山剛教授を始めとする、北海道大学前総長中村睦男教授、北星学園大学斉藤正彰助教授(再校の段階で既に教授に昇進)、新潟大学加藤智章教授、小樽商科大学片桐由喜教授、及び座長の岡田信弘教授等の諸先生方と友人たちより、いろいろと有益なご教示とご指摘をいただき、北海道大学常本照樹教授を始めとする諸先生方と友人たちから多大なご厚情をいただいたことや、これまでの研究生活を支えてきた筆者の生活的伴侶でもある高瀬由美子さんが、本稿の添削作業を手伝ってくださったことについても、心より感謝を申し上げます。

〔附記二〕

本稿を脱稿後、初校の段階で、台湾立法院は二〇〇八年七月一八日に、実施されていない国民年金法(以下、年金法)と、一九五八年より実施されてきた労働者保険法(以下、労

保法にそれぞれの改正を加えた結果、労働者年金制度が導入されることとなった。この法改正後、台湾では私立学校の教員は公的年金の適用対象者でないがため、これを除き、一応国民皆年金の達成がされようとする段階になっている。その改正内容の概要は、下記の通りである。

まず、国民年金法の改正要点としては、①農民を強制的に国民年金法の被保険者の対象とはせず、老齢農民福祉手当の受給資格を満たす者は、続けてこの手当を受給することができ旨規定である（年金法六条三号、七条二号）。②労働者年金制度が実施される前に、大多数の労働者が労働者保険を脱退し、国民年金に加入することによって、労働者保険制度の崩壊を防ぐために、労働者年金制度が実施される前に、労働者保険の老齢給付を受領したことのある者は、労働者保険に加入した年数を問わずに、なおも国民年金保険に加入することができ旨規定である（年金法七条二項三号）との二点（年金法七条二項三号）との二点が挙げられる。なお、今回改正された国民年金法の実施日は、なお法改正前と同様、二〇〇八年一月一日となっている。

次に、労働者保険法の改正については、最も重要な規定として、労働者保険の加入後、満六〇歳の者には老齢給付として、原則として以下の二通りの支給方法があるとされた。ひとつは、保険加入年数は、満一五年の者には、年金給付を請求しうること。もうひとつは、保険加入年数が一五年未満の者には、一時金の給付を請求しうること（労保法五

八条一項）。また、国民年金法によると、このような一時金の老齢給付を受給する者は、国民年金法の実施後が一五年未満の時点で、六五歳未満の国民は、なお改めて国民年金に加入し、国民年金法の被保険者になることが可能とのこと（年金法七条三号）。なお、年金受給資格を満たした者には、任意に受給年数の繰り下げを可能にさせること。その繰り下げ年数を一年ごとに、給付金額が四%増となっており、最高、二〇%増となっている（労保法五八条の二）。なお、今回改正された労働者保険法の関連する条項は、二〇〇九年一月一日実施とされている。

以上の法改正では、まず労働者に年金制度を導入することは、評価すべき点ではあるが、国民年金法と労働者保険法の被保険者を区分して、それぞれ適用させることは、基礎年金レベルでは、その社会連帯の基盤としては、かなり希薄なものと思われる。一方、国民年金法の改正で、農民を強制的に国民年金法の被保険者の対象としないことによって、国民年金加入者の間では社会連帯の基盤を一層弱体化させる要因をも含んでいるため、将来的にスムーズに運営していくか否か、憂慮を湛えることになる。特に、憲法上の生存権との理念に則しつつ、社会連帯といった社会保険の原理にも逆うことなく、将来的に、基礎年金レベルでは、分散された年金制度をいかに一元化に統合させようことは、台湾年金改革の本丸と筆者は考える。

The Right to Live and the National Pension Law in Taiwan —— Through the Viewpoints of Constitution to Consider the Issues of the National Pension Law in Taiwan

Ren-Miau LEE*

Key Words: Right to Live, National Pension, Constitution, Social Security, Social Insurance, Taiwan, Japan

Abstract

This paper's main purpose is to consider the issues regarding the Taiwanese National Pension Law through the viewpoints of the constitution.

Firstly, the paper intends to consider the Taiwanese Constitution provisions, stipulated in Chapter II "People's Rights and Obligations" which relates to the "right to live" and Chapter XIII "Basic National Policy" which relates to "social security" through the analysis of Taiwanese constitutional theories and the judgments of the Taiwanese Judicial Yuan, which is the Constitutional Court in practice.

Secondly, this paper intends to survey the details concerning the Taiwanese National Pension Law, which has been in existence. After introducing the Law's contents, the paper will focus on the above mentioned Taiwanese Constitutional Provisions may have some effect on the system or the legal interpretations of the National Pension Law in Taiwan.

*JD, Hokkaido University, Japan.

Associate Professor of Law, National Chung Cheng University, Taiwan.
E-Mail: lawrml@ccu.edu.tw; Tel (05)2720411; Fax (05)2721053.